



信用力強化

経営の合理化

交渉力強化

# 事業協同組合設立

## あんない

共同事業により  
新たな一步を



連携で明日を拓く  
神奈川県中小企業団体中央会

# 事業協同組合設立あんない

共同事業により新たな一歩を

## 目 次

### I. 事業協同組合について

1. 事業協同組合の特色	2
2. 制度について	3
3. 事業について	6
4. 組合員の権利と義務	9
5. 組合の機関	10
6. 役員の役割と責任	11

### II. 組合設立手続きについて

1. 事業協同組合設立の流れ	12
2. 届け出	17
3. 設立までの費用	17
4. 組合設立以後の管理事務	18

# I. 事業協同組合について

## 1. 事業協同組合の特色

中小企業はヒト、モノ、力ネ、情報といった経営資源が不足している場合が少なくありません。また、信用力の不足や取引条件の面で不利な立場に立たされるなど、多くの問題を抱えています。

中小企業が単独でこれらの問題に対応するには、多くの課題があります。その解決のために複数の企業の連携により経営資源を補完しあい、共同事業を実施することが有効です。組合の共同事業は中小企業の課題解決のための効果的な方法の一つとなります。

### (1)組合設立（法人化、共同事業実施）のメリット

組合が契約の当事者となり共同事業を行えます。

#### ①組合員の経営基盤強化への寄与

- 生産性の向上
- 取引条件の改善
- 販路開拓
- 販売促進
- 資金調達の円滑化
- 人材の育成・強化 等

#### ②新規事業創出

- 新製品・新技術開発
- 異分野・農商工連携
- 地域資源の活用
- ブランド構築 等

#### ③業界の改善発達

- 業界の技術水準の向上
- 業界の地位向上
- 取引条件の改善
- 業界内外の実態把握と対応策策定 等

#### ④要望・意見等の実現

- 建議・陳情による政策面からの経営環境改善
- 新たな支援施策の実現 等

#### ⑤行政からの支援策の利用

- 金融上の措置 …… 神奈川県、市町村の中小企業融資制度、  
商工組合中央金庫の融資、中小企業高度化資金制度 など
- 税制上の措置 …… 法人税、事業税の軽減、登録免許税の非課税、  
利用分量配当の損金算入、留保所得の特別控除 など
- 国・公共団体等の助成 …… 人材育成や新分野進出・新商品開発・研究等の取り組みへの助成、  
神奈川県及び市町村等の共同施設設置に対する補助金 など

## 2. 制度について

### (1)概要

根拠法・・・・・・・・・・・・中小企業等協同組合法

組織性格・目的・・・・・・・・組合は資本中心ではなく人ととの結びつきを中心とする人的結合体としての性格を基礎に、組合員の自主的、民主的な経済活動の促進等を図るもので、共同事業を通じて、組合員である中小企業者の経済的地位の向上を目的としており、組合の活動はすべて組合員のためのものでなければなりません。したがって、組合員に関係のない活動、特定の組合員にのみ利益となるような活動はできません。組合員に対しては公平が原則となっています。

認可・・・・・・・・所管行政庁の認可が必要です。

組合は行政庁からの認可団体のため、対外的な信用力が向上します。

### (2)基準及び原則

組合には備えておかなければならぬ基準と運営上守るべき原則があります。組合は中小企業者による民主的な共同経営体であるため、下記事項を守る必要があります。またこの基準及び原則は私的独占禁止法の適用除外団体としての取り扱いを受ける重要な事項でもあります。

**基  
準**

- (1)相互扶助目的  
組合は、組合員の相互扶助を目的とする。
- (2)加入・脱退の自由  
組合への加入及び脱退は任意であること。
- (3)議決権、選挙権の平等  
出資口数にかかわらず平等であること。
- (4)剩余金配当の基準
  - ・利用分量配当
  - ・出資配当（年1割以内）

**原  
則**

- (1)直接奉仕の原則  
組合事業は直接組合員に効果を与えるもの。  
(員外利用の制限)
- (2)政治的中立の原則  
特定の政党のために利用してはならない。

### ・法人組織の比較

	株式会社	事業協同組合
目的	利益追求	組合員の経営の近代化・合理化、経済活動の機会の確保
性格	営利法人、物的結合体	営利・公益の中間法人、人的結合体
事業	定款に掲げる事業	組合員の事業を支援する共同事業
設立	定款の認証後登記	行政庁の認証後登記
設立要件	資本金は1円以上	4人以上の事業者が参加すること
構成員資格	無制限	定款で定める地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)
構成員との基本的関係	出資のほか無制限	組合事業の利用
責任	有限責任(株主)	有限責任(組合員)
発起人數	1人以上	4人以上
加入	株式の譲受・増資割当による	自由
脱退	株式の譲渡による	自由
1構成員の出資額限度	ない	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)
議決権	(株主) 出資別(1株1票)	(組合員) 平等(1人1票)
員外利用制度	ない	原則として組合員の利用分量の100分の20まで
配当(損益分配)	出資配当	利用分量配当及び年1割までの出資配当
特別税制	ない	法人税、登録免許税、印紙税、固定資産税等
根拠法	会社法	中小企業等協同組合法

### (3)事業協同組合の組織変更について

共同事業の利用や資金調達を組合員以外にも対象とするために資源・資産をそのままに株式会社に組織変更することが可能です。

#### (4) 主な中小企業組合の種類について

##### 「事業協同組合」

中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため最も利用され普及されている組合

##### 「企業組合」

個人事業者や勤労者など個人が経営規模の適正化を図るためや自らの働く場を確保するための組合

##### 「協業組合」

参加する中小企業の事業を統合するための組合

##### 「商工組合」

業界全体の改善発達を図る組合

##### 「商店街振興組合」

特定する地域の商店街の商業者等により構成される組合

##### 「生活衛生同業組合」

飲食業、旅館業、クリーニング業、理・美容業などの生活衛生業関連業者により構成される組合

##### 「有限責任事業組合（LLP）」

企業同士のジョイントベンチャーや専門的な能力を持った人々の共同事業を行うための組織

#### 中小企業の範囲

業種名	資本金	従業員数
製造業・その他業種（注）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金又は従業員数のいずれかが該当すれば中小企業です。

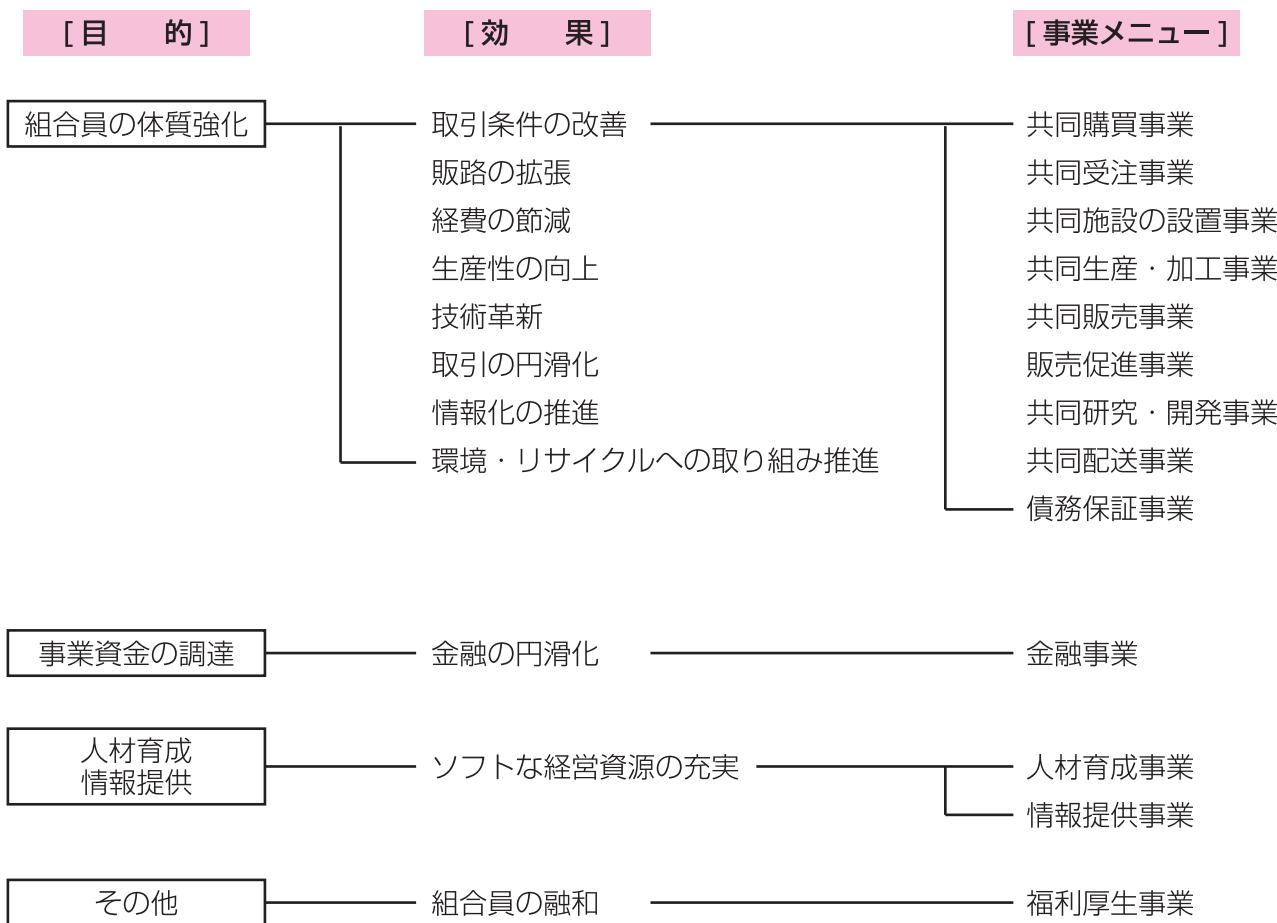
（注） その他の業種には、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業等が含まれます。

### 3.事業について

中小企業1社では対応できないことも、各社の経営資源を持ち寄り組合として共同事業を行うことで、取引条件の改善や受注拡大、コスト削減、対外的な信用力の向上など様々な効果が期待されます。

また、組合が実施可能な事業は多岐にわたっています。その選択にあたっては、組合の設立趣旨、組合員の業種、業界の情勢、組合規模（組合員数、資金力等）その他諸般の情勢を勘案して慎重に検討し、具体的に定めてください。

なお、組合の事業は組合員共通の課題解決、目標を達成させるためのものであり、組合員を介在せず独自の事業（自営事業）を行うことはできません。



## 共同事業メニュー

## 期待される効果

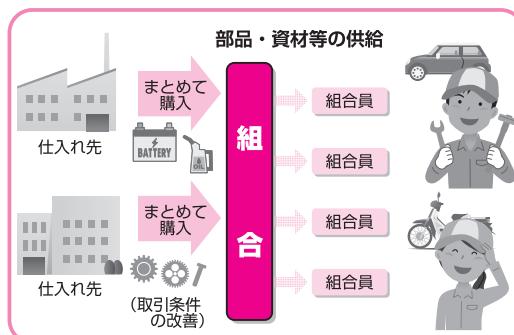
### 共同購買事業

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。

製造業をはじめ卸・小売業、運送業、サービス業等広く実施されています。



- 取引条件の改善
- スケールメリットによる仕入価格の引き下げ
- 購入商品の規格・品質の均一化



共同購買事業イメージ図

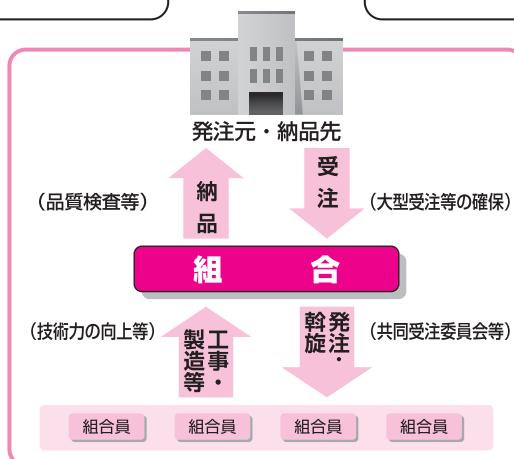
### 共同受注事業

組合が窓口となり注文を受け、組合員が仕事を行い、組合が納品する事業です。注文を斡旋する方法もあります。

また、発注側も組合に一括して発注できるため、仕事を頼みやすくなります。



- 販路の拡張  
一社ではできなかった大口案件の受注
- 取引条件の改善
- 組合で納品基準を設けることにより、信頼性が向上



共同受注事業イメージ図

※官公需の受注をしている組合は、官公需適格組合制度<sup>1</sup>を利用している組合もあります。

## 1 官公需適格組合制度とは

官公需適格組合制度とは、国や自治体等が発注する業務（工事・役務・物品）の受注に意欲的な組合で、財務・体制・運営面で必要な基準を満たし、受注した業務の責任ある履行が可能な組合を中小企業庁が証明する制度です。この制度は、契約された業務の品質の確保と地域を支える中小企業に活力を与えることを目的としています。

## 共同施設の設置事業

組合員の事業の合理化を図るために組合が施設を設置し、それを組合員が共同で利用する事業です。



- 生産性の向上
- 労働環境の改善
- 商店街の環境整備

## 共同生産・加工事業

組合が新鋭設備等を導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員が引き取る事業です。



- 原価の引き下げ
- 品質の向上
- 設備の効率化

## 共同販売事業

組合員が生産したものを組合がまとめて販売する事業です。



- 販路の拡張
- 取引条件の改善
- ブランドの強化

## 販売促進事業

組合員の販路の拡張を図るために、広告・宣伝、共同売出、展示会、商店街のスタンプ（カード）発行等を行う事業です。



- 売上の増加
- 組合員のイメージアップ
- 経費の節減

## 共同研究・開発事業

組合員の技術・ノウハウ等の経営資源を組合に持ち寄り、新たな製品や技術等の研究・開発を行う事業です。



- 製品・技術等の改善・開発
- 新分野への進出

## 共同配送事業

共同で物流サービスを行い、物流の効率化及び輸送コストの削減を図る事業です。



- 物流の効率化
- 輸送コストの削減

## 債務保証事業

組合員が顧客や仕入先等と取引する際に、組合がその取引の債務を保証する事業です。（例：建築工事の瑕疵保証、製品の品質保証など）



- 取引の円滑化
- 販路の拡張

## 金融事業

組合員の事業資金の調達を目的とする事業です。組合が金融機関から資金を借り入れ、これを組合員に貸出す方法と、組合員が金融機関から直接借り入れる際に、組合が保証する方法があります。



- 信用力のアップ
- 借入窓口の拡大

## 人材育成事業

組合員をはじめ、その後継者、組合員企業の管理者などを対象に計画的・体系的に教育研修等を行うことによって、人材を育成する事業です。



- 経営・技術の改善向上
- 後継者の育成

## 情報提供事業

組合員の経営に役立つ需要動向、技術情報、業界情報、経営管理情報等を収集し、組合員に提供する事業です。



- 正確・迅速な情報の収集
- 組合員相互の理解の増進

## 福利厚生事業

組合員のための健康診断、慶弔見舞金の給付、親睦旅行、レクリエーション活動などを行う事業です。



- 組合員の融和
- 組合への参加意識・協調性の高揚

## 4. 組合員の権利と義務

### 権利

#### 自益権

- 組合事業並びに共同施設の利用権
- 剰余金の配当請求権
- 持分の払戻し請求権

組合員が組合を脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができます。

(払戻基準)

時価・簿価・出資限度

#### 共益権

- 議決権、選挙権

組合員は各々 1 個の議決権及び役員の選挙権を有します。

- ・普通議決（過半数）
- ・特別議決（3 分の 2 以上の多数）

- 役員の改選請求権

役員が不適当と認められたときは、法定の手続きを経てその改選を請求できます。

など

### 義務

- 出資義務

組合員は必ず出資を 1 口以上有しなければなりません。（1 組合員の最高限度の持ち口数は全体の 4 分の 1 まで）

- 組合員の責任

組合員の責任はその出資額を限度とする間接・有限責任です。

- 経費の負担義務

組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができます。

- 定款、規約及び総会の決定に従う義務

定款、規約は組合の自治規定であり、総会の決議は組合員の総意による意志なので、組合員はこれを守る義務があります。

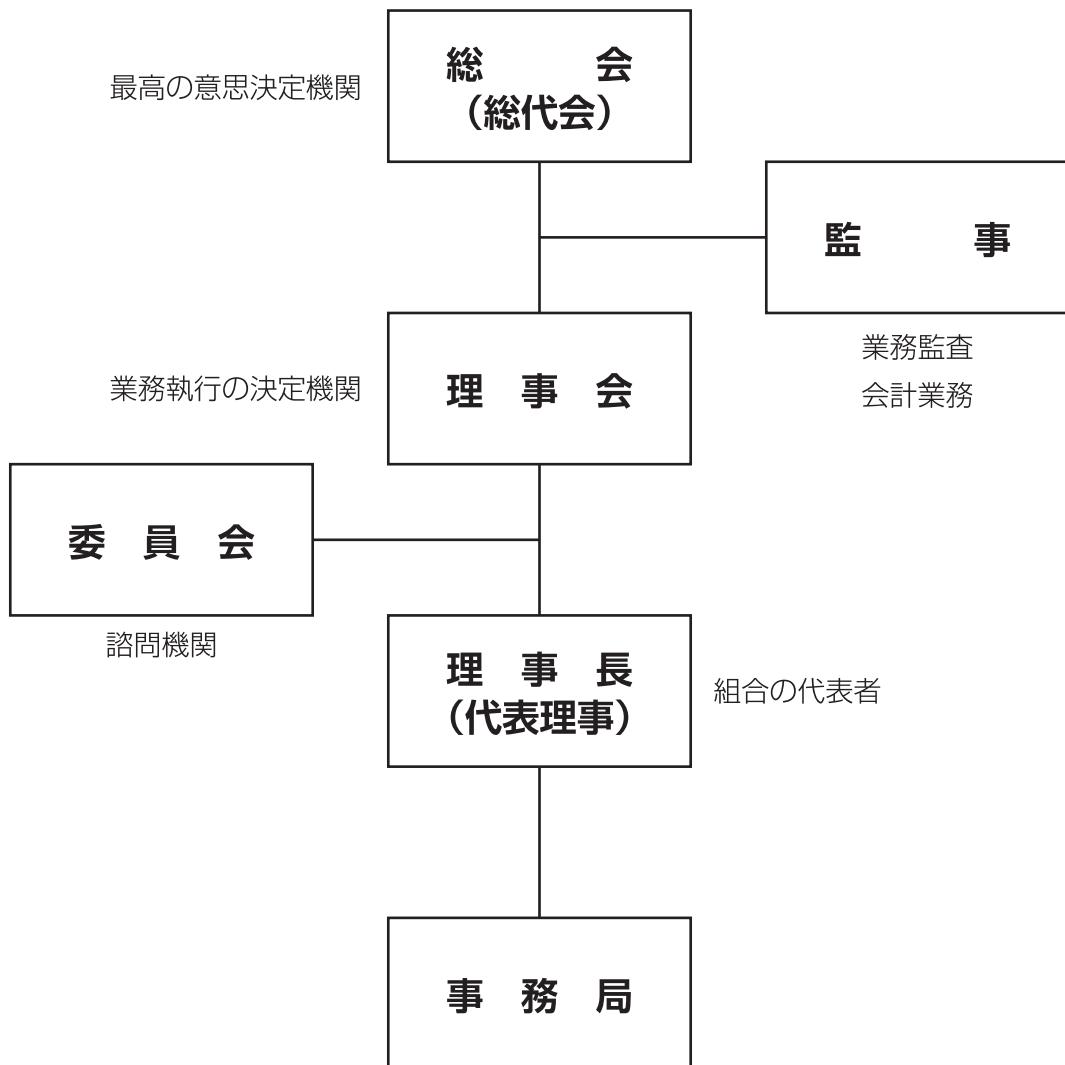
など



個人事業者は事業主個人が組合員となります、法人については法人そのものが組合員となります。

## 5. 組合の機関

組合の機関には、総会（総代会）、理事会、理事長（代表理事）、理事、監事があり、これらの機関は必ず組合に設置しなければなりません



**総 会** ..... 組合員全員をもって構成する最高の意思決定機関です。組合運営に関する基本事項を決定します。(通常総会・臨時総会)

**理事会** ..... 理事全員をもって構成され、総会の決定に基づき、組合の業務執行について意思決定を行う機関です。

**理事長（代表理事）** ..... 組合代表権と業務執行権の職務権限を持つ組合のリーダーです。

**理 事** ..... 次ページ参照

**監 事** ..... 次ページ参照

**委員会** ..... 組合事業、運営についての検討を行う理事会の諮問機関です。

**事務局** ..... 組合の運営管理を実際に具体化するのが事務局です。

## 6. 役員の役割と責任

### 理 事

#### ●理事に求められるもの

- ・業界の表裏に精通している。
- ・事業の経営能力が優れている。
- ・責任感が旺盛である。
- ・組合運営に積極的に参画できる。
- ・組合員からの信頼が厚い。
- ・リーダーシップに優れている。

#### ●理事の職務権限【一般理事】

- ・理事会に出席し、理事会の決議に加わること。
- ・代表理事を選任すること。
- ・理事会を招集すること。

### 監 事

#### ●監事に求められるもの

- ・会計経理、財務についての専門的な知識を有している。
- ・的確公正な判断を下しうる能力がある。
- ・責任感が旺盛である。

#### ●監事の職務権限

- ・決算関係書類について監査し、監査報告書を作成すること。
- ・組合の会計帳簿及び会計関係書類を閲覧し、謄写すること。
- ・理事、参事、会計主任及び職員に対して会計に関する報告を求めること。
- ・組合の業務及び財産の状況を調査すること。  
(会計監査のため特に必要がある場合のみ認められる。)
- ・業務監査権限を付与することも可能  
(大規模組合は義務化)

### ● 理事及び監事の責任

〈組合に対する責任〉

- ・善良なる管理者の注意をもって職務を行わなければなりません。
- ・法令、定款、規約の定め及び総会の決議を遵守して職務を行わなければなりません。
- ・損害賠償責任があります。

〈第三者に対する責任〉

- ・損害賠償責任があります。(悪意又は重過失によって生じたものである場合に限ります。)

**役員の定数** ..... 理事：3人以上 監事：1人以上

**役員の任期** ..... 理事：2年以内 監事：4年以内 (設立時の役員の任期は1年以内)

**員外役員** (組合員又は組合員たる法人の役員でない者)

..... 理事：3分の1以内

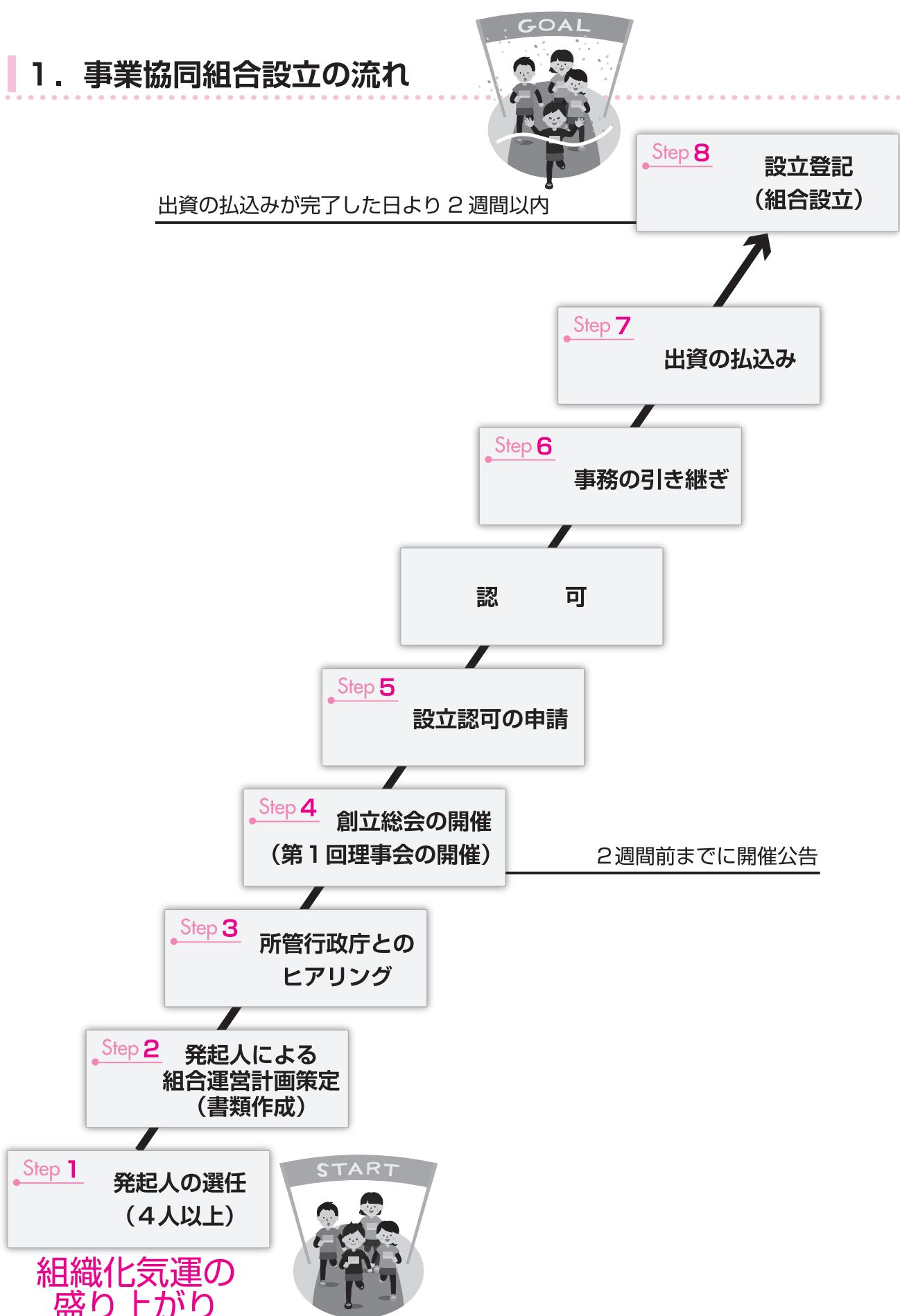
監事：制限なし (大規模組合は義務化)

**役員の選出** ..... 総会で選出

※理事長、副理事長、専務理事などの役付理事については理事会で選出する。

## II. 組合設立手続きについて

### 1. 事業協同組合設立の流れ



## Step1 発起人の選任

組合員になろうとする者（中小企業者）が4人以上必要です。

### ※発起人の業務

発起人は、事業計画の策定、組合員の募集、創立総会の開催及び認可申請までの全ての行為を行います。また、設立のため関係機関及び所管行政庁との協議も実施します。

## Step2 発起人の組合運営計画作成（書類作成）

発起人は、中小企業等協同組合法に基づき、組合の組織及び概要を検討していきます。その際、組合員予定者のニーズを汲み上げ、発起人会で十分に検討し、最良の組織作りを心掛けてください。

（設立趣意書、定款、事業計画、収支予算、設立同意書及び出資引受書（組合員名簿）の作成が必要となります。）

### ※組合員となる資格

組合員の資格については、地区及び業種により定款で定めることになりますが、明確かつ具体的に定めてください。

### ※共同事業の設定

組合員（参加企業）の課題解決、共通の目的を達成するための事業の検討をしてください。内容及び規模を十分に検討し、確実に実施可能な事業にすることが必要です。

## ■ 書類概要（ヒアリングまでの書類づくり）

**【設立趣意書】** … 設立趣意書は、組合への加入予定者に対し発起人が組合の設立に同意を求めるために作成配布するものです。設立の目的及び設立の必要性を詳細に説明し、さらに組合の事業及び組織の概要を示すように配慮してください。

**【定 款】** … 定款は、組合の目的、組織、活動等に関する基本的な規則であり、いわば組合の憲法ともいべきものです。定款の作成にあたっては、全国中小企業団体中央会の作成した「中小企業組合定款参考例」を参照しながら、各々の組合の実情に合わせて作成します。

**【事業計画書】** … 事業計画書は、総会において当該事業年度内における実施予定事業の計画について組合員に付議する書類です。設立にあたっては、初年度と次年度の2事業年度分を作成します。なお、実施予定のない事業については、記載することはできません。

**【収支予算書】** … 収支予算書は、上記の事業計画書に基づいて2事業年度分を作成します。収支予算は、組合の事業計画に即して、その裏付けとして作成されるものなので、事業計画の内容から逸脱することはできません。また、組合の経費は、組合員からの賦課金及び手数料等によって賄われますので、不確実で架空なものの計上は許されません。そこで、組合の予算は、明瞭確実なものであることが必要です。

**【設立同意書及び出資引受書（組合員名簿）】** … 設立同意書及び出資引受書は、設立同意者が設立される組合に対して、1口以上の出資をして組合に加入することを意思表示するものです。遅くとも創立総会までに、設立同意者全員から3枚以上の同意書を提出してもらいます。

## ●設立趣意書・設立同意書及び出資引受書（書式例）

### ○○○○協同組合設立趣意書

#### 1. 設立の目的

（設立趣意書は、組合員予定者に対し組合設立の同意を求めるものなので、）  
（設立の目的及び必要性を詳細に説明してください。）

#### 2. 組織及び事業の概要

(1)名 称 ○○○○協同組合

(2)地 区 ○○の区域とする。（組合員の所在地の地区を記載してください。）

(3)事務所の所在地 ○○市

(4)組合員の資格

①○○業を営む（行う）事業者であること（組合員の業種の範囲を限定します。）

②組合の地区内に事業場を有すること

(5)出資1口の金額及び払込の方法

①出資1口の金額 金 ○○○○ 円

②出資払込の方法 一時に全額を払い込まなければならない。

(6)事業計画の概要（組合が行う共同事業を列挙してください。）

(7)賦課金の賦課及び徴収方法

①賦課金の額 月額（年額）○○○○ 円

②徴収方法 当月分を当月末日までに組合に納入する。

(8)役員の定数及び任期

①役員の定数 理事 ○名以上○名以内

監事 ○名以上○名以内

②役員の任期

理事 ○年又は任期中の第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第○回目の通常総会が○年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

監事 ○年又は任期中の第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第○回目の通常総会が○年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

○○年○○月○○日

○○○○協同組合

設立発起人代表

○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 殿

住 所

法 人 名

代表者名



実  
印

### ○○○○協同組合設立同意書及び出資引受書

○○○○協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引受けます。

1. 出資引受口数 ○○口（出資1口の金額は 金 ○○○○ 円）

金 ○○○○ 円

備考 貴社の資本金及び従業員数等をご記入ください。

(1)資本の総額又は出資の総額 ○○○○ 円

(2)常時使用する従業員数 ○○ 人

(3)業種（具体的に） ○○ 業

### **Step3 所管行政庁とのヒアリング**

組合の設立には、所管行政庁の認可が必要です。その認可事務をスムーズに進めるために、法定されてはいませんが、一般的には創立総会開催前に、発起人と所管行政庁で設立組合の概要についてのヒアリングを実施します。

発起人はヒアリングの終了後、ただちに創立総会の開催準備を進めてください。

#### ●認可の基準…

- ①設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- ②事業を行うために必要な経営的基礎を備えていること。

### **Step4 創立総会の開催**

創立総会は、設立準備中の組合の最高意思決定機関です。設立同意者によって構成され、その権限は設立に関し決議を要する一切の事項に及びます。創立総会における必要議決事項としては、発起人が作成した定款の制定、事業計画及び収支予算の承認、役員の選出等設立に関して必要な事項を決定します。

#### ●創立総会開催公告…

創立総会開催日の2週間前までに、創立総会の開催日時及び場所、議題、定款（案）を公告します。その具体的な方法は法定されていませんので、組合予定事務所に掲示する等適宜の方法をとってください。

#### ●創立総会の開催…

設立同意者総数の半数以上の出席で成立します。議案の決定は、出席者の議決権の3分の2以上の賛成多数で決定します。創立総会終了後、創立総会議事録を作成します。

#### □創立総会議案（例）□

第1号議案	定款制定の件
第2号議案	初年度及び次年度事業計画決定の件
第3号議案	初年度及び次年度収支予算決定の件
第4号議案	経費の賦課及び徴収方法決定の件
第5号議案	組合借入金残高の最高限度額決定の件
第6号議案	1組合員に対する貸付残高の最高限度額決定の件
第7号議案	手数料徴収の件
第8号議案	役員報酬決定の件
第9号議案	取引金融機関決定の件
第10号議案	関係団体加入の件
第11号議案	事務所位置決定の件
第12号議案	字句の一部修正委任の件
第13号議案	役員選挙の件

## Step5 設立認可の申請

発起人は、創立総会終了後、遅滞なく設立認可申請書類を作成し、これを所管行政庁に申請して、設立の認可を受けなければなりません。

### ◎設立認可申請書類◎

- ①設立認可申請書
- ②委任状（発起人代表が申請する場合）
- ③定款
- ④事業計画書（2事業年度分）
- ⑤役員の氏名及び住所を記載した書面
- ⑥設立趣意書
- ⑦設立同意者がすべて組合員たる資格を有するものであることを発起人が誓約した書面
- ⑧設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面
- ⑨収支予算書（2事業年度分）
- ⑩創立総会議事録
- ⑪理事会議事録
- ⑫設立同意書及び出資引受書
- ⑬役員（理事・監事）の就任承諾書
- ⑭発起人全員の印鑑証明書  
(発起人が個人の場合は個人の印鑑証明書、法人の場合は法人の印鑑証明書)

## Step6 事務の引き継ぎ

発起人は、設立認可後の事務手続きを、創立総会で選任された理事に遅滞なく引き継がねばなりません。理事への事務引き継ぎにより、発起人はその職務が終了します。その後の事務手続きは理事に委ねられます。

## Step7 出資の払込み

理事は、発起人から組合の設立事務の引き継ぎ後、遅滞なく組合設立同意者に対して出資金の払込みを請求します。出資の払込みが完了しなければ登記できず、組合が成立したことにはならないので、請求にあたっては払込期日を厳守させるよう努めなければなりません。

## Step8 設立登記（組合成立）

出資の払込みが完了した日から2週間以内に、理事長（代表理事）は、組合の主たる事務所を所轄する法務局に設立登記申請をしなければなりません。また、組合の代表者印も併せて届け出る必要があります。

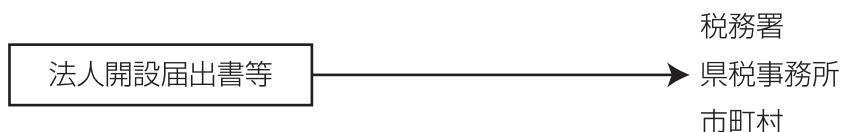
### ◎登記事項◎

- |          |          |
|----------|----------|
| ・事業      | ・出資の総口数  |
| ・名称      | ・払込済出資総額 |
| ・地区      | ・代表理事の氏名 |
| ・事務所の所在地 | ・代表理事の住所 |
| ・出資1口の金額 | ・公告の方法   |
| ・出資払込の方法 |          |

※組合設立登記申請日をもって「組合成立日」となります。

## 2. 届け出

設立登記の完了後、所轄税務署等に「法人開設届」等を提出します。



## 3. 設立までの費用

設立までの費用は創立費といい、組合設立登記以前に要した一切の費用です。創立費については、創立総会で承認を受けます。なお、設立費用については、発起人が立て替えるか組合員予定者からの預り金等で支出し、組合成立後、出資金より精算してください。

### ◎主な費用◎

- ◇事務員の給料、旅費交通費
- ◇発起人の報酬
- ◇印刷費（設立認可申請書類作成費等）
- ◇通信費（創立総会通知文書等）
- ◇事務用品費（代表理事印、銀行印、ゴム印等）
- ◇創立総会開催費用
- ◇出資金保管証明書発行手数料 など

## 4. 組合設立以後の管理事務

### (1)確定申告及び納税

- ・法人税
- ・事業税
- ・県民税
- ・市町村民税

### (2)所管行政庁への届出・提出

#### ①決算関係書類

- ・事業報告・財産目録・貸借対照表・損益計算書・剩余金処分又は損失処理案・議事録等

#### ②役員変更届（役員の変更があったとき）

※所管行政庁からの認可団体のため、運営状況を報告する必要があり、決算書等の提出義務があります。

### (3)登記（登記事項に変更があったとき）

- |          |          |
|----------|----------|
| ・事業      | ・出資の総口数  |
| ・名称      | ・払込済出資総額 |
| ・地区      | ・代表理事の氏名 |
| ・事務所の所在地 | ・代表理事の住所 |
| ・出資1口の金額 | ・公告の方法   |
| ・出資払込の方法 |          |

# 組合の設立・運営のご相談は中央会へ

中央会は、中小企業等協同組合法により、中小企業組合等を会員として設立された特別法人で、中小企業の振興・発展を目的として、中小企業の組織化と組織強化のための各種の支援活動を行っています。組合等の設立や任意グループの形成など、中小企業の幅広い連携を支援する中央会を是非ご活用下さい。

## ■ 中央会の主な業務

### ●組合設立の相談・支援

組合設立には所管行政府の認可が必要ですが、設立の初期段階から担当指導員が根拠法の解説を始め、設立趣意書、定款、事業計画、収支予算等の立案・作成や創立総会開催等、各設立段階においてきめ細やかなお手伝いをしています。

### ●組合運営の相談・支援

設立後の組合運営全般にわたって支援しています。運営面において高度な問題に対しては、専門家を派遣する制度もご利用いただけます。

### ●人材育成

組合役職員や後継者等を対象に、時事問題、組合経営や運営管理等をテーマとして、隨時、講習会等を開催しています。

### ●調査研究

中小企業及び組合に関連する分野について調査・研究し、支援活動等に役立てています。

### ●情報提供

ホームページや機関誌「商工神奈川」を通じて、中小企業連携事例、組合・業界情報、県・市町村や各支援機関の支援施策・助成情報等の提供を行っています。

### ●連携支援事業

組合間連携により新たな事業活動を目指す取り組みの支援を行っています。

×

モ

# まずはご相談ください



〒231-0015 横浜市中区尾上町5丁目80番地

神奈川中小企業センター9階

TEL (045) 633-5131

FAX (045) 633-5139

<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

●JR 関内駅北口 徒歩5分

●横浜市営地下鉄関内駅 徒歩3分

●みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分



## 皆さんの経営のお悩みを 一緒に解決しましょう

神奈川県中小企業団体中央会の詳細については、  
ホームページをご覧ください。  
こちらのQRコードからもご確認できます。→

